

令和元年度第3回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 令和元年12月23日（月）

と ころ 萌え木ホールA会議室

小金井市市民部保険年金課

令和元年度第3回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和元年12月23日(月)

場 所 萌え木ホールA会議室

出席者 〈委 員〉

加 藤 由喜枝	貞 包 秀 浩	鈴 木 まゆみ
瀬 口 秀 孝	西 野 裕 仁	穂 坂 英 明
黒 米 哲 也	田 中 智 巳	永 並 和 子
遠 藤 百合子	田 頭 祐 子	た ゆ 久 貴
渡 辺 ふき子	宮 下 拓 実	吉 田 幹 哉

〈保険者〉

市民部長	西 田 剛
保険年金課長	高 橋 美 月
国民健康保険係長	伊 藤 崇
国民健康保険係主査	千 葉 祐 生
国民健康保険係主任	親 里 祐 一

議 題 日程第1 小金井市国民健康保険税の税率改定について(諮問) (継続事項)

日程第2 その他

令和元年度第3回小金井市国民健康保険運営協議会

令和元年12月23日

◎**遠藤会長** よろしいでしょうか。定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思いません。

令和元年度第3回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回、12月5日開催の第2回運営協議会において諮問のありました小金井市国民健康保険税の税率改定についてご協議いただきましたところでございます。継続事項となっておりますので、本日は引き続き協議をしたいと思いません。

それでは協議に入る前に、本運営協議会の委員に新たにご就任された方がいらっしゃいますので、事務局より報告をお願いいたします。

◎**高橋保険年金課長** 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、新たに就任された委員の紹介並びに委嘱状の交付をさせていただきます。

被用者保険等保険者を代表する委員の区分として、東京都被用者保険等保険者連絡協議会に委員の推薦依頼をさせていただき、ご推薦をいただきました宮下拓実委員でございます。本日、市長が他の公務で欠席しておりますので、恐縮ですが、代理で私から委嘱状を交付させていただきます。

宮下拓実様。小金井市国民健康保険運営協議会を委嘱する。

令和元年12月23日 小金井市長 西岡真一郎。

よろしくをお願いいたします。

◎**宮下委員** よろしくをお願いいたします。（拍手）

◎**遠藤会長** それでは、新たに委員になられました宮下委員にご挨拶いただきたいと思います。宮下委員、一言をお願いいたします。

◎**宮下委員** 協会けんぽ東京支部、宮下と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。柳田の人事異動の関係で委員を拝命させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎**遠藤会長** よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について、事務局から報告をお願いいたします。

◎**伊藤国民健康保険係長** 本会議の成立の可否について御報告いたします。

現在、定数17名中15名の出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上のご出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、この旨ご報

告いたします。

以上です。

◎**遠藤会長** ありがとうございます。

ここで、本日の配付資料の確認をしたいと思います。事務局、お願いいたします。

◎**伊藤国民健康保険係長** それでは、本日の配付資料を確認させていただきます。

前回運営協議会にて配付させていただいております国民健康保険税改定関係、納付金関係の2点でございます。

ここで資料の訂正をお願いいたします。国民健康保険税改定関係資料3の2ページ(5)の1つ目の表の被保険者総数の後ろの括弧書きのところですが、もう一度復唱します。国民健康保険税改定関係資料3、2ページ(5)の1つ目の表の被保険者総数の後の括弧書きです。「令和元年度平均見込み」となっておりますが、「令和2年度」の誤りです。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

次に、机の上に配付しております資料3点でございます。本日の日程、委員名簿、質問意見票に係る回答でございます。

以上でございますが、資料の不足の方はいらっしゃいますでしょうか。

◎**遠藤会長** 資料の不足がないようですので、議事に入らせていただきます。

本日の会議時間は2時間程度と考えております。議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、本日はお仕事の都合で早退する委員の方が何人いらっしゃいます。最終的な議決の方法といたしまして、議事は出席委員の過半数で決することになっておりますので、早退される前に賛成、反対の意見表明をしていただきたいと思いますと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**遠藤会長** ありがとうございます。

まず、会議録署名委員の指名ですが、黒米委員と田中委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、日程第1、小金井市国民健康保険税の税率改定についてを議題といたします。

まず初めに、前回運営協議会を踏まえまして事前に提出していただきました質問・意見票について事務局の回答を求めます。

◎**高橋保険年金課長** それでは、事前に提出していただきました質問・意見票について、回答を含めご説明をさせていただきます。

本日、机の上に配付をしたA4、2枚のホチキスどめの資料、質問・意見票に係る回答をご覧ください。

今回、質問・意見票については、お二人の委員の方からいただいております。委員の方ごとに質問の内容と、それに対する回答を表にまとめてございます。

それでは、貞包委員からいただきましたご質問4点から、ご説明をいたします。

資料1の2ページの4-(2)保険税調定額の算出方法についての点で、本文の記述について理解できないので、具体的な係数を入れて説明してほしいというご質問でした。

資料を1枚めくっていただき、別紙1をご覧ください。別紙1は、前回お示しした資料に概算の数値を入れたものとなっております。こちらについては資料をご覧くださいと思います。

次に、ご質問2点目、資料2の2の(2)改定案の提案理由の記述についてでございます。ご質問は、医療分は区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率と比較し、均等割は区市町村標準保険料率を比較するのはなぜかというご質問でした。

回答につきましては、「東京都国民健康保険運営方針において、将来的に都内の保険税(料)率の平準化を目指すこと」と記述がございます。そのため、保険税率の見直しに当たっては、最終的に都道府県保険料率に近づける方向で進めますが、まずは急激な負担増とならないように「区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率」、もしくは「区市町村標準保険料率」のどちらか高い数値に近づける方向で進めている状況のためでございます。

ご質問の3点目。今回の改定(案)によって市の国保財政はどのように改善されるのか、されないのか見通しについてご説明いただきたいというご質問です。

今回の税率改定によって、一般会計からの法定外繰入金額が予算ベースで約3,300万円削減されるため、その分、健全化、改善という状況と考えてございます。

国民健康保険の給付費等の経費は、原則、法定の公費等と保険税(料)で賄うこととされており、これらの収支が均衡していることが重要とされています。しかし、現行では、法定外一般会計繰入によって収支の差を埋めることで均衡を図っている状況です。法定外一般会計繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確になるほか、国保加入者以外の住民にも負担を求めることになることから、決算補填等目的の法定外一般会計繰入は計画的に縮減・解消することとされてございます。

4点目。3の質問と関連するが、保険税率の改定とあわせて、給付費の削減努力が求められると思うが、具体的にどのような施策でどの程度の数字を考えているのか。

こちらにつきましては医療費適正化、これはジェネリック差額通知やレセプト点検などで、あとは特定健診・特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業などの保健事業、これらの推進と、あとは保険者努力支援制度の活用などによる歳入確保により、令和2年度には約1,700万円程度の収支の改善を見込んでいる状況でございます。先ほどの保険税率の改定とあわせて、5,000万円の改善を想定しているという形でお答えさせていただきます。

給付費の増減に関しましては、新制度のもとでは当該年度、今回ですと、令和2年度の国保財政にすぐに影響を与えるものではございません。翌々年度以降の都内の納付金額算定時または翌年度以降の公費の交付額に影響してくるものと考えてございます。

次のページにお移りください。永並委員の質問事項3点でございます。

1点目、他市の状況について。一般会計繰入をなくすことが求められている状況下における

他市の進捗状況について、わかれば教えていただきたいということでした。

こちらについては、一番最後のページの別紙2に資料をおつけしております。

まずは平成30年度、31年度の各市の国民健康保険税、保険料率の改定状況でございます。平成30年度改定を実施した市が21市、そのうちマイナス改定となっていた市が2市となっております。平成31年度には改定を実施した市が12市、また平成30年度、31年度両年度で保険税、保険料率の見直しをしなかった、改定なしの市は3市のみとなっております。

また、法定外一般会計繰入額についてでございますが、こちらは平成30年度の決算の状況で資料をおつくりしてございます。平成30年度決算時点で、決算総額では11市が前年度決算よりも繰入額が増え、被保険者1人あたりは12市で増加してしまっている状況でございます。

また、2点目は、昨年に引き続き改定は被保険者にとっても負担感、税負担ともに大きいと思われる。繰入削減について、もう少し先延ばしにして、改定を緩やかにできないかというご質問をいただいております。

まず、結論といたしましては、法定外一般会計繰入の縮小削減を先延ばしにすることは困難であると考えてございます。

こちらについては、国から早期解消を求めているということ。また、制度改革により、平成30年度から毎年3,400億円の公費が国保に投入されていますが、こちらは消費税や他の医療保険から拠出してもらった金額を財源としているものであり、それを投入している状況で、法定外繰入を増やしていくことは困難と考えてございます。

他の都道府県は法定外一般会計繰入額の削減が進んできており、東京都内の区市町村も努力はしているところでございますが、被保険者1人当たりの繰入額は突出して高くなっている状況でございます。

保険税率の見直しを、例えば2年に一度にすることなどは可能だと考えてございますが、その場合、改定率が上がるが見込まれると思っております。

改定を緩やかにということでございますが、本市の平成30年度からの保険税改定率は、他の改定実施市に比べて低くなっており、緩やかな改定となっていると認識してございます。

こちらは、先ほどの一番最後の別紙2の1のところ、改定率の状況を載せさせていただいています。改定を行った市の中で、本市の場合は、改定率が30年度、31年度とも0.00%以上1.00%未満のところに入っている状況でございます。

次に3点目。国保制度は現加入者だけの制度ではなく、退職者や現在の雇用環境や失業等を考えると、市民全体にとって大切な制度であり、市民全体で支えていくべき制度と考える。繰り入れ不可ということなら、国・都に補助金拡大を働きかけていくべきだと思うが、現在そうした動きはあるのか教えていただきたいということでした。

2番目の回答にもあったとおり、制度改革に当たり、毎年投入される公費3,400億円は、そちらの金額の維持も含め、全国の保険者等が要望した結果と認識してございます。また、制

度改革後におきましても、国や都へは財政支援策や医療保険制度全体の維持のための医療保険制度の一本化など、市長会や関係他団体とも連携しながら、継続して要望を上げているところでございます。

また、ご意見をいただきましたとおり、国民健康保険制度のみならず、医療保険制度は国民にとって大切な制度でございます。これまでにない少子高齢化等により、被用者保険も含め制度維持が困難となってきたところから、今回の制度改革は実施されたと認識をしてございます。今後も機会を捉えて、国や都には必要な要望を上げていくつもりでございます。

説明については以上です。

◎遠藤会長 ありがとうございます。

ここで新たな質問を受けるところでございますが、先ほどお話ししたように、お仕事の関係上、先にお帰りになられる方がいらっしゃいますので、ご了解を得させていただきましたので、恐れ入ります、途中でお時間で退席していただいてもいいように、まずご意見を伺いたと思います。よろしいでしょうか。

それでは、意見表明をまず西野委員のほうから、よろしいですか。申し訳ございません。

◎西野委員 賛成させていただきます。

◎遠藤会長 ありがとうございます。

穂坂先生、いかがでしょうか。

◎穂坂委員 賛成です。

◎遠藤会長 ありがとうございます。

黒米先生、いかがでしょうか。

◎黒米委員 賛成です。

◎遠藤会長 ありがとうございます。

田中先生、いかがでしょうか。

◎田中委員 私も賛成です。

◎遠藤会長 わかりました。

今、4人の先生方のご意見を伺ったところでございます。お時間になりましたら、それぞれのお時間で退席していただいてもということでございます。

それでは、質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。申し訳ございません。今、4人の先生方にご早退ということでご意見を伺ったところでございますが、その他に所用によりまして退席なさる方いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃいませんね。申し訳ございません。

ご質問があったら、挙手をお願いいたします。田頭さん、どうぞ。

◎田頭委員 今回、資料という形で質問を出していただいた、その回答がありましたので、こちらも見させていただいた上で、総括的な質問で1点気になっているところを伺って、あとは意見だけにさせていただきたいと思います。

気になっておりますところは、前期のこの協議会でも出ていたと思うんですが、多子世帯への影響が大きいのではないかという懸念です。今回の改定では、応能負担分というか、所得に応じた部分の改正ですので、この改定については適切であると私も考えております。ですが、国保全体のあり方として、一般会計を繰り入れることは、国の方針、都の方針というところからそぐわないので減らしていくという方向についても、一定は理解できると考えております。

しかし、均等割が負担が大きいところがありますので、ここの部分には今回着手されなかったわけですが、今後のあり方として多子世帯、現役で子育て中の世帯は国保のお世話になることも多いと思いますので、そういった世帯へのあり方として、市の考え方というものを独自に持つということもあり得るのではないか、持つべきではないかというふうにも考えます。この点について市のお考えを確認しておきたいと思います。

以上です。

◎遠藤会長 保険年金課長。

◎高橋保険年金課長 まず多子世帯への影響ということにつきましては、前期、前年度の委員会等でも継続してご意見をいただいているところです。

まずはおっしゃるとおり、多子と言われるお子さんが多い世帯、または人数の多い世帯の方に対しての均等割の負担の大きさというお話でご意見をいただいていると思っておりますが、こちらは保険制度ということもございまして、所得に応じた応能割、また実際に健康保険の制度を使われる場合の応益割という形で、両方のバランスが必要な形で制度が組み立てられていると感じてございます。

制度改革前につきましては、小金井市の被保険者の所得の状況や世帯の状況によって、こちらの応能・応益割の負担の割合というものを考えてきたところですが、今回の制度改革によって、1つは、東京都全体でのバランスというところも含めて考えていかななくてはならないような状況が出てきてございます。ただ、その中であっても、保険税率の改定につきましては急激な負担とならないように考えつつ、ご提案を申し上げてきたと考えてございます。

また、多子世帯というお子さんの多い家庭について、子育て支援の観点のものにつきましては、国民健康保険の制度として国全体で考えられるべきものだと思っております。先ほど質問の中で国や都への要望のお話でしたが、多子世帯を含む子育て支援策というものは、国民健康保険の制度の中でも求められているということも含めて、そういったことを制度に盛り込むかどうかを国に考えていただきたいという点につきましては、継続して国に要望を上げているような状況でございます。

また、均等割の見直しにつきましては、先ほどお話ししたとおり、所得の状況等々を考えなくてはならない部分もあると思っておりますし、また前回の資料6にお示ししているとおり、これは都内の26市、市の状況のみですけれども、こちらをご覧くださいますと、各市所得割と均等割の状況というのはそれぞれで大分差が出ているような状況でございます。こちらを段階を踏んで平準化していく中で、均等割にも見直しを考えなくてはならない部分が出てくると思

いますし、それについては上げることと、また調整して、区分によって下げる必要があるものも将来的には出てくるのではないかと考えているところです。

市としての考え方、現行につきましては、多子世帯についての対応というのは基本的に国全体でやるのが、平等性のところからもよろしいのではないかと考えてございます。

◎田頭委員 わかりやすい説明ありがとうございます。

市としても、国のほうに国保における子育て支援の必要性などは引き続き訴えていかれるということでしたので、ここは確認できてよかったかなと思っております。

それから、均等割は場合によっては下げるような可能性ということも、これはぜひ市として取り入れていただきたいと考えておりますが、今現状では国全体のバランスで考えていくというお考えなのでしょうか。

そこについてはそうなのかもしれませんが、小金井市の状況を見ながら、ぜひ市独自の考えも持っていただきたい。その上で、全体的にはやがては標準化されていく方向性の中にあるということですが、そうすると標準化されるまでに、今現状は小金井市の国保料は高いわけですね。26市の中でも一番高いとなっている。これが何年ぐらいたつと標準化されると考えておられるのでしょうか。それが試算できるものであれば伺っておきたいと思えます。

◎高橋保険年金課長 まず、平準化に関しましては、東京都内で平準化について考えるポイントというのは、1つは3年ごとに見直しがかかる東京都が定める運営方針の中で、現行ではまだ何年間で平準化を進めるという具体的なものが出ておりませんので、そこは現状ではいつまでという形ではお答えできないと思っております。

ただ、一般的に都道府県化され始めているというようなお話にある制度改革におきまして、例えば東京都内の中で各市町村の状況がそれぞれ違うということで、例えば同じ所得、同じ人員構成等であっても、小金井市と23区に同じような状況があった場合に、保険税が違うというようなこともございます。また、医療費の水準等もそれぞれ違うようなことがございます。ただ、東京都全体で同じ所得であれば、同じ保険税(料)という考え方に向けて平準化を考えているということですので、その方策としても、医療費水準、所得水準を保険税率に対して考え方として入れるかどうかも含めて、今後、東京都内全域で検討していかなくてはならない項目だと考えてございます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、所得割と均等割のバランスというのは、これまで改革前については、保険税で持たなくてはいけないものの、半々にできるだけ近づけるのがよいというような考え方が一定ございました。その中で、その市の、もしくは都内の被保険者の方の所得の分布状況等で割合を決めるものと考えてございますので、そういった形で平準化をしていくということは、都内全域の応能・応益割の割合が決まってくるとお考えいただければと思います。

◎田頭委員 ありがとうございます。ご説明のところはわかるんですけども、そうすると所得の高い方たちが多い市とそうでない市でどういう影響が出てくるのかとか、やはり気になる

ところですが、小金井市は市民税が高いところですから、所得の安定された方も多くいらっしゃるわけですが、一方、そうではない、特に国保の方は暮らし向きが心配だという方も多いためです。そういう方たちの部分にきちんと市の特殊性というか、現状を把握していただいて、そこに対して手が伸びていく、一斉に国や都の方針だけに合わせるのではなく、市独自の考え方も持っていたきたいと、ここは要望しておきます。お願いいたします。

◎遠藤会長 他にいかがでしょうか。たゆさん。

◎たゆ委員 あんまり早く終わっちゃうのもあれかと思ったので。というより、前回たくさん質問させていただいたので、同じことは繰り返しやりとりするつもりはないんですけども、この間の文書の事前の質問と回答を見させていただいて、それに対して私は納得いかないという意見を言わせていただきたいと思います。

まず、質問者の中の、国保制度は現加入者だけの制度ではなくて、退職者や現在の雇用環境や失業等を考えると、市民全体にとって大切な制度であり、市全体で支えていくべき制度と考えたとおっしゃっている質問があるんですけども、私は本当にそのとおりだと思います。誰もがいつかは国保加入者になるわけですので、市の一般会計からの法定外繰入はしないという理由の中に、国保加入者以外の住民にも負担を求めることになるからという一文があるんですけども、こういう考え方は改めていただきたいと思います。市全体で支えていくものだという考え方に立っていくべきだと申し上げます。

それと、困難とおっしゃっているんですけども、私は改めて困難ではないということは申し上げたいと思います。前回も言ったので、さらっと終わりますけれども、小金井市は多摩26市で一番高い国保税であります。一方で、一般会計からの繰り入れ、市民1人当たりの金額は多摩26市で25番目の下から2番目であります。だから、他の市は努力しているのに小金井市は努力していないということが、数字からも明らかになっております。

今日出た資料別紙2でも明らかになっていまして、2番に平成29年度と平成30年度の決算比較で、法定外一般会計繰入がその年度をまたいで増加した市と減少した市、減少が15で、増加11ということですけども、つまり11市は増やしているわけですよ。だから、三多摩で一番高い国保税の小金井市は増加に回すべきだと。他の市ができていますから、小金井市ができない理由はないということは出されている資料で明らかなので、私は市の政策判断は間違っている、市民に冷たい市政が行われているということは、前回も今申し上げたんですけども、今日も改めて申し上げさせていただきます。お答えは、前回やりとりしているのでなくて構わないです。

以上です。

◎高橋保険年金課長 別紙2のほうで、先ほどたゆ委員のほうから、こちらの2番の下のほうの表のところでご説明があったかと思います。こちらの大きな2番については、資料にあるとおり、決算の状況での比較でございます。

1番の表で、例えば30年度に関して、保険税率、料率を改定した市が21市、そのうち改

定を上げた市が19市ございます。保険料を19市上げる形で見直しをしているにもかかわらず、平成30年度の決算のレベルでは、法定外一般繰入額の1人当たりの額が増えてしまっている市が、二重線より右側のような状況であるということです。そちらのほうは予算ベースではなくて、決算ベースですので、納付金の額や被保険者の異動の状況等々によって変わってくるものではありませんが、当初、保険税率を改定して、法定外繰入金を下げる方向の財政健全化計画をもとに考えた状況で、このような結果が改革後1年目にして出ているということでお出している資料ですので、そのようにお話をさせていただきます。

◎**たゆ委員** すみません。私が資料のニュアンスを違って読んでしまったということは申し訳なかったんですけども、決算ということですよ。ただ、決算といえど、増加しているわけですよ。つまり法定外繰入の必要性に迫られて対応したということだと思うので、それはそれぞれの市に必要な対応をとっているということとは言えるのではないかと思います。

◎**遠藤会長** よろしいですね。

他にいかがでしょうか。吉田さん。

◎**吉田委員** 前回もお話をさせていただいたんですけども、またそういうご意見が出たので、改めて。私どもが被用者保険の代表としてここに参加させていただいているというのは、前回もお話ししたように、私どもの納めた被用者保険の保険料の一部が国のほうに吸い上げられて、国保さんのほうに投入されているというのが1つある。

一方、前回言いませんでしたけれども、その前に、以前申し上げたように、我々も保険料を上げなきゃいけないということで、もうこれ以上もたないということで、一番大きな健保組合、人材派遣さんが解散しました。日生協さんも解散しました。そういうふうにも被用者保険のほうも現役世代がかなり厳しくなっている。

そういう苦勞をしている中で、また国保さんは苦しい。確かに制度的に苦しいというのは十分理解はしているつもりなんですけども、一般会計の中から法定外ということをどんどん入れていくことは、小金井市に住んでいる被用者保険の皆さんは、自分の入っている健保組合に、あるいは協会けんぽさんのほうに多額の保険料を納めて、それもどんどん上がってきているという状態がございまして、耐え切れずに解散という形をとっている健保もある。

そういったような状況もある中で、一般会計繰入というのがどういった意味合いがあるのか、それを知らない方が市民の皆さんにも多いんだね。そういう意味で我々がこの場に参加させていただいている意義というのは、そういうのを知っていただいた上で論議をしていただきたい。そういう意味合いで参加しておりますので、前回と繰り越しになって恐縮でございまして、意見として申し上げたいと思います。

以上でございます。

◎**遠藤会長** ありがとうございます。

他にご意見、質問でも結構ですが、いかがでしょうか。加藤さん。

◎**加藤委員** そもそも、今おっしゃったように、国民健康保険制度そのものが収入と支出のバ

ランスが構造的に問題があるというのは、本当に皆さんおっしゃっているとおりだし、私もそう思うんです。

私も定年退職するまで民間企業で健康保険料、会社の健康保険組合だったんですけど、会社が半分、個人が半分ということで負担しますよね。そういう形で健康を維持しながら、退職まで働けたと思っているんです。私は結婚していますけれども、扶養手当とかなく、独身者と同じように市に税金を払ってきております。永並さんですか、ここにあった市民全体にとって大切な制度ということでは、私自身は退職するまではそういう形で寄与してきたんだろうということで、それは納得をしています。

今、退職後、国民健康保険になり、この制度の構造的な危機にとっても暗い気持ちになっているんですけども、制度そのものについて、前回の最後の運営協議会で初めて出させていただいて、そのときにこの委員になったときに、運営協議会委員のための国民健康保険必携っていうのを読ませていただいて、今回、現役の方たちのもので手当てされているというお話もあって、ちょっと考えたんですけども、これを読み直してみたいです。

この中で、国民健康保険事業というのは特別会計を設けて、独立して行うものだと書いてきたんですけども、これについては完全な独立採算が要求されるものとは解するべきではないと考えると書いてあるんです。国民健康保険の精神だと思うんですけど。負担の公平という見地からどうかと考えられる面もあり、この面では必要に応じて、財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるべきではないかと考えられるとここに書いてありまして、私たちはそういう国民健康保険の位置づけを考えなくちゃいけないんじゃないかと思えます。

本当に民間企業に勤めていても、リストラやいろんなことがありますので、いつ国民健康保険に切りかわるか誰しもわからないと思うんです。そういう観点からの国民健康保険の考え方に、私はこんなにいいものだったのかと改めてこれを読ませていただきましたので、そういう考え方からして、これでまた毎年毎年上がっていくわけですよ、これを見ると。基本に戻って考え方を共有して、市民同士で負担し合うということを考えていくべきだと思ひまして、前回も言いましたが、私は諮問については反対で、少なくとも次回以降は値上げはしないで何とか考えていただきたい。国・都に補助金拡大を働きかけていくべき。私もそう思います。

以上です。

◎遠藤会長 ご意見でよろしいですか

◎加藤委員 そうですね。

◎遠藤会長 他にいかがでしょうか。たゆさん。

◎たゆ委員 私も確かに被雇用者の保険を払っていて、国保も払ってという、市民の方がその不公平感を感じるというのはあると思うんです。だから配慮とか必要だと思うんですけども、ただ国保制度は民間ではないので、国民皆保険制度というのは世界に誇れる制度だと思うんです。憲法の生きる権利に基づいた制度だと思ひまして、生存権とか、健康で文化的な生活を営む権利、こういった憲法に基づいた国民皆保険制度のもと、民間でやらないようなこと

を国の責任でやっているというのが国保制度だと思っています。

ですから、前回は紹介しましたが、小金井市には滞納世帯は平成30年で1,385世帯いるんですね。滞納した方の中の差し押さえも平成30年度は451件。27年度は328件なので、現市長になって1.5倍ぐらいに増えているんです。こういった差し押さえされてしまうような方々が小金井市にもいらっしゃるんですね。ですから、小金井市は所得が高いというのはあると思うんですけども、所得が高いことによって保険料が高くなるのはしようがないみたいな説になるんですけども、全員がその所得で生きているわけではなくて、所得の平均が高い小金井市にも所得の低い方が少数でもいらっしゃるわけで、そういった方々が滞納してしまい、差し押さえされていると。

憲法の権利に基づけば、こういった少数の方々にこそ生きる権利を与えるのが自治体の責任であって、制度のあるべき姿だと思うので、だから私はそういう考え方に立ってやっていただきたいと思っています。

◎遠藤会長 ご意見でよろしいですね。

◎たゆ委員 はい。

◎遠藤会長 わかりました。他にいかがですか。

もしないようでしたら、意見、質問が出尽くしたというふうに考えてよろしいでしょうか。ここで質疑を終了したいと思います。

国民健康保険税の改定は、令和2年度当初予算に反映する必要があるものとなっております。そのため、令和2年第1回市議会定例会に議案を上程したいとのことでありますので、答申をまとめたいと考えております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 答申といたしましては、市長の諮問のとおりということで取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「反対」の声あり)

◎遠藤会長 異議がございます。反対の方が数名いらっしゃるようですので、協議会としては諮問に同意いたしますが、答申書には賛成、反対にかかわらず、意見があったことを申し添えるという答申をすることでいかがでしょうか。

◎加藤委員 すみません。議事外になるんですけども、ちょっと質問です。賛成何人、反対何人とか、あるいは保留ということで報告されるんですか。そうじゃなくて、この諮問は、前回、西岡市長が見えて、この諮問どうですか、この委員会としてはオーケーですよ。こういう形だけがいくんですか。

◎遠藤会長 その際に……。

◎加藤委員 意見をつけ足すということなんですが、反対が何人とか保留があったとか、そういうこともいくんですか。

◎遠藤会長 いろんな意見が今まで出されています。それで、諮問されたとおりに第1回の定

例会に議案を上程するという事に鑑みて、まとめて議案として出していくという中で、答申の中身なんですけれども、おおむね諮問に対しては賛成なんだけれども、こういう意見もあったということで意見を具申して答申として出すということで、今までの国民健康保険の各年度ごとの諮問に関して、経験上から反対の意見もありということで、意見を具申した内容で答申をしてきたという経緯があります。

その間の説明をしていきたいと思います。保険年金課長、お願いします。

◎高橋保険年金課長 ご参考までに報告をさせていただきます。本会議の議事については、最初にお話ししたかもしれないんですか、運営協議会規則というものを持っておりまして、そちらの第8条に、議事については過半数で決するという規定がございます。

ただ、前回も含めて、毎回他のときもそうなんですけれども、せっきくの協議会でたくさんの意見も出していただいていますので、皆さんのご意見を伺いながら、大勢としての意見ということ、例えば諮問に対して賛成か反対かの大勢の意見を会長のほうで集約していただいた上で、ただ諮問に対して賛成します、反対しますという答申だけではなくて、主な意見を答申書に付記するという形です。その付記する意見については、賛成意見であっても反対意見であってもこの協議会の中で意見を出していただいたものを、ちょっとまとめる形にはなるんですけれども、何点か付記をさせていただくという形でおさめてきたというこれまでの協議会の経過がございます。

◎加藤委員 わかりました。それでは、西岡市長には、この中の先ほど読み上げた国民健康保険の考え方というのはきちんとお伝えいただければありがたいと思います。

◎たゆ委員 私もちょうと質問なんですけれども、すみません、私も国保運協は初めてでして、わからないことがあります、その付記というのは市のほうで要約したものを付記することですか。答申の意見を添えるという、その形式というか、どういった形になるのかをもうちょっと具体的にお願ひしたいんですけど。

◎遠藤会長 協議会としては答申をまとめるということが必要であります。ですが、規則に従い多数決をとるということもやむを得ないと考えているところでありますが、大勢の意見により答申としていたしまして、意見を付記する形をとってきた今までの経緯があります。よって、協議会としては市長の諮問に同意しますが、答申書には主な意見を申し添えるということで今までやってきた経緯があるんですけれども、いかがでしょうか。

◎たゆ委員 その意見は、つまり私が申し上げた意見をしっかり付記してほしいんです。それは確認をさせていただけるんですか。

◎遠藤会長 こういう意見があったということ、これを事務局のほうから発送させていただいて、確認をした上での答申になります。

◎たゆ委員 じゃ、そこで何か要望があれば伝えられるということですね。

◎遠藤会長 新たにということではなくて、自分がおっしゃった意見の中身に即してということとです。

◎たゆ委員 中身においてですね。それは大丈夫ですか。

◎遠藤会長 はい。

◎たゆ委員 わかりました。

あともう一つは、大勢は賛成だろうと会長はおっしゃるんですけども。

◎遠藤会長 これから多数決をとります。

◎たゆ委員 わかりました。すみません。ありがとうございました。

◎遠藤会長 それでは、採決のほうに移りたいと思います。

それでは、規則第8に基づき、多数決をとりたいと思います。小金井市国民健康保険税の税率改定について、市長の諮問のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

◎遠藤会長 賛成多数でございますので、市長の諮問のとおりということで取りまとめたいと思います。答申書につきましては、事務局と調整の上、委員の皆様方に後日送付させていただきます。

次に、日程第2、その他に入りますが、事務局から何かありますでしょうか。

◎高橋保険年金課長 それでは、今の答申に付記する意見につきましては、前回と今回の皆様のご意見を私どものほうでまとめさせていただいて、答申に付す意見案として皆様に、郵送になってしまうかと思うんですけども、お送りをさせていただきます。大変申し訳ございませんが、一定期限を切らせていただいて、その間にこちらから出した案についてご意見がある場合には、そちらを回答していただければと思います。お出しいただいた意見の取り扱いにつきましては、会長に一任していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、1点ご連絡がございます。前回も触れさせていただきましたが、現在、法令の国民健康保険税の課税限度額の引き上げが検討されておりまして、先日、税制改正大綱が示された状況でしたが、今月の20日に閣議決定がされましたので、本市といたしましては、課税限度額の法令の改定にあわせて、本市の課税限度額も改正することを考えてございます。

議会の手続上、令和2年1月8日水曜日の午後7時から、市役所本庁舎3階第1会議室で運営協議会を開催させていただこうと考えてございますので、ご予約に入れていただけるようお願いいたします。正式な開催通知と資料は年内には発送させていただけるよう、資料の調整を現在、始めるところでございますので、よろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんが、会議の成立の関係がございますので、もしご都合が悪いことがございましたら、事務局のほうに欠席のご連絡をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

◎遠藤会長 ありがとうございます。

◎吉田委員 すみません。1月の何日ですか。

◎高橋保険年金課長 8日です。

◎吉田委員 8日の水曜日ですね。

◎高橋保険年金課長 夜になってしまうんですが、7時からを予定しております。

◎遠藤会長 次回、令和2年1月8日水曜日の午後7時からということで、本庁舎第1会議室で開催ということですので、よろしくお願いします。

皆様から何か他にございますでしょうか。

なければ、以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。

ありがとうございました。

14時39分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

令和元年12月23日

議 長 遠藤 百合子

署名委員 黒米 哲也

署名委員 田中 智巳